

山梨県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

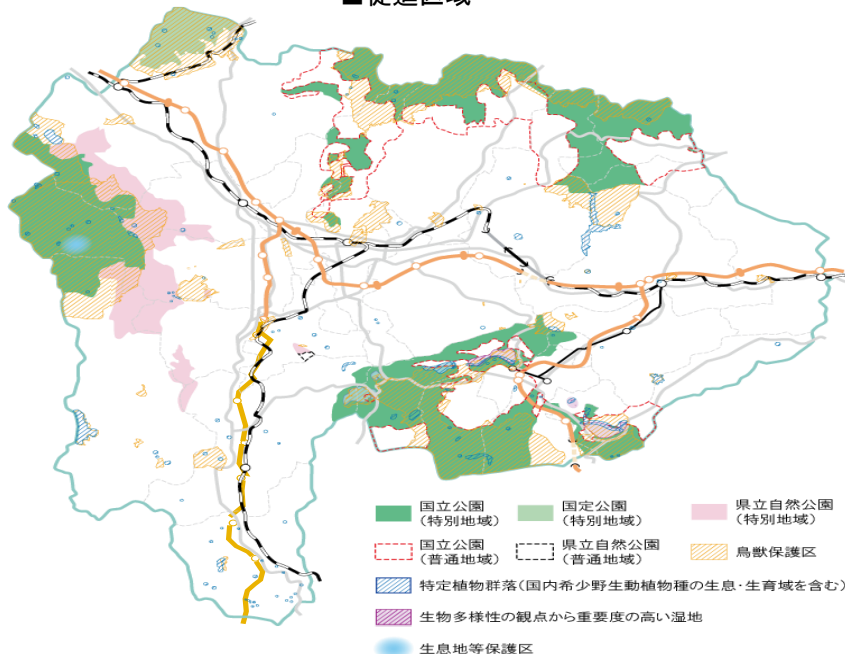
設定する区域は、山梨県全域（甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村）の行政区域とする。概ねの面積は 446,500ha 程度である。

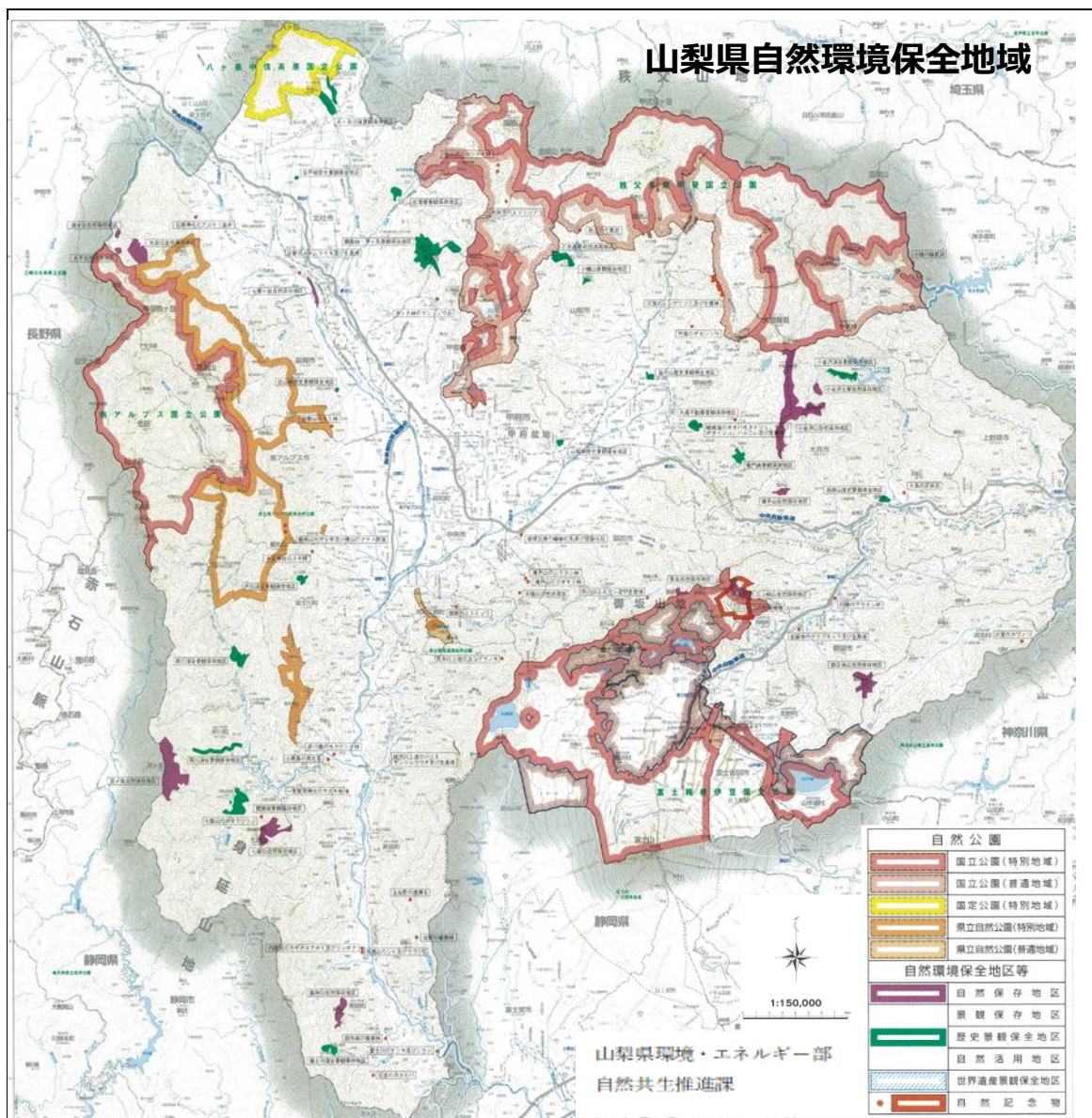
ただし、上記区域のうち絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区（北岳キタダケソウ生育地保護区）、富士箱根伊豆国立公園、秩父多摩甲斐国立公園、南アルプス国立公園は本区域から除く。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に指定する鳥獣保護区、八ヶ岳中信高原国定公園、山梨県自然環境保全条例に基づく山梨県自然環境保全地区等、県立四尾連湖自然公園、県立南アルプス巨摩自然公園、環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業（多摩川流域自然再生事業（小菅村））の実施地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本区域には存在しない。

■促進区域





(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業の状況等）

- ・ 本県の面積は 446,500ha であり、県庁所在地である甲府市は県のほぼ中央に位置する。鉄道では甲府市を中心に JR 中央本線が東西に走り、以南は JR 身延線が結ぶ。富士北麓地域は大月市から富士急行線が連絡している。特急列車を利用した場合、東部の大月から最西部の小淵沢まで 1 時間、甲府市中心部から最南部の南部町まで 1 時間で到達する。
- ・ また、中央自動車道により県東部の上野原 IC と西部の小淵沢 IC が約 1 時間 15 分で結ばれている。また、中央自動車道と新東名高速道路を結ぶ中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT 間は、令和 3 年(2021)に全線開通したことにより、南北の動線が確立した。
- ・ 甲府市と富士北麓地域は国道 137 号、国道 358 号及び中央自動車道により、それぞれ 1

時間程度で結ばれている。甲府都市圏においては、高速道路と接続する新山梨環状道路の整備が進められ、南アルプス市周辺から甲府市南部の山梨県産業技術センターや大規模な展示場である山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨へのアクセスが飛躍的に向上した。また、新山梨環状道路の開通により、産業間の連携が促進されるとともに、山梨大学医学部附属病院や大規模な商業施設がこの道路の沿線上に立地していることから、医療をはじめ生活環境が整っている。

- ・ このように、県内は交通網が発達しており、時間距離が短く、一体性は相当程度高い。
- ・ また、山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨の周辺は、令和9年(2027)に東京・名古屋間で開業予定のリニア中央新幹線の山梨県駅が建設されるとともに、中央自動車道の（仮称）甲府中央スマートICの整備が進められている。リニア中央新幹線の開業により、本県と東京圏は約25分で結ばれ、名古屋圏とは約45分で結ばれるなど、本県の新玄関口として更なる発展が期待される。
- ・ 産業の状況については、本県産業の構造を全国と比較すると、農業や製造業の構成比が高く、製造業は、県内の付加価値額の 38.4%、従業者数の 23.6%を占め、1人当たり賃金では全国 12 位となるなど主要な産業となっている。

■教育機関・研究機関等の分布

- ・ 地域の研究開発等の支援や、人材育成を行う機関には次のような施設があり、県内全域に分布している。
- ・ 本計画の推進に向けては、全県で一体となった連携・支援が必要となる。

峡中地域	山梨大学、山梨県立大学、山梨学院大学、山梨英和大学、山梨県立宝石美術専門学校、山梨県総合理工学研究機構、山梨県産業技術センター（甲府技術支援センター）、（公財）やまなし産業支援機構、やまなし地域産学官共同研究拠点、水素技術センター 等
峡東地域	山梨県産業技術センター（ワインセンター）、山梨県立産業技術短期大学校（塩山キャンパス） 等
富士・東部地域	都留文科大学、健康科学大学、帝京科学大学、山梨県産業技術センター（富士技術支援センター）、山梨県立産業技術短期大学校（都留キャンパス） 等

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

- ・ 本県の製造業では、一般機械、電子機械などの機械電子産業が主な業種となっている。特に産業用ロボット・半導体製造装置や工作機械等の関連産業や、通信用デバイス関連産業等が集積している。また、近年は医療機器関連産業や航空機産業への参入も増加している。そして、地場産業では、ワインにおける地理的表示「山梨」が国内で初めて産地指定を受けるとともに、全国トップのシェアを誇る貴金属製品をはじめ、先染織物やニット、木工家具、花火、印伝などの地場産業が形成されている。その他に

も、生産量日本一のミネラルウォーターをはじめ、良質な水資源を活用した清酒等の各種加工食品生産が盛んである。農業では、本県の農業産出額の6割を果実が占め、全国的にも、ブドウ、モモ、スモモが出荷量日本一となるなど、果樹王国である。

- ・本計画の推進にあたっては、地理的条件、自然条件、企業集積状況、研究開発や技術シーズなどの強みを活かし、環境に負荷を与えずに高い付加価値を生み出し、今後成長や拡大が見込める産業の振興を図ることが効果的である。
- ・促進地域の経済基盤を強化していくためには、地域経済を牽引する機械電子産業などの基幹産業を発展させていく必要がある。これらの産業による製造品出荷額は、本県全体の製造品出荷額の約6割を占めており、産学官の連携などによる新産業・成長産業の集積や製造業等の企業立地を促進するとともに、健康関連産業、宝飾関係等の伝統的産業、情報通信関連産業の振興を図り、基幹産業の拡大・発展と裾野の拡大に取り組み、地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・K P Iとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、域内への波及効果、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現 状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	5,382 百万円	—

【任意記載のK P I】

	現 状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	46 百万円	—
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	78 件	—
地域経済牽引事業の域内への波及効果	—	1.5	—

- ・1件あたり年4,600万円(※)の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を78件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で、1.5倍の波及効果を与え、促進区域で約54億円の付加価値を創出することを目指す。

※山梨県の1事業所あたり付加価値額4,045万円(経済センサスー活動調査(平成24年))に、平成24年から平成28年の増加率12.9%をかけて算出した金額を参考とした。

〈算出式〉

山梨県の1事業所あたり付加価値額(4,045万円)×増加率(1.129)≒4,600万円

- ・地域経済牽引事業の新規事業件数 78 件は、ダイナミックやまなし総合計画（平成 27 年 12 月策定）に位置づけている立地企業件数の目標値の設定根拠（13 件／年）から算出している。
- ・波及効果 1.5 は、山梨県産業連関表の全産業平均 1.3043 倍（平成 23 年）を参考とした。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の要件を全て満たす事業をいう。

（１） 地域の特性を活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の活用戦略に沿った事業であること。

（２） 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,045 万円（山梨県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成 24 年））を上回ること。

（３） 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の売り上げが開始年度比で 5 % 以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者との取引額が開始年度比で 3 % 以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の雇用者数が開始年度比で 1 % 以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する、地域経済牽引事業計画に記載する任意の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 3 % 以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべ

き区域（重点促進区域）

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域１】甲府市

下曾根町 字堰向、字地藏河原、字塚田、字大正

上曾根町 字石原田、字西沼、字下瀬古

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は 88ha 程度である。

この区域は、中央自動車道の甲府南 IC に隣接しており、国道 140 号や国道 358 号、県道甲府精進湖線などの幹線道路が複数交差する交通の要衝である。また、古代文化にふれあえる公園（曾根丘陵公園）及び行政機関が立地しており、路線バスや高速バスのバス停など、公共交通も確保されているうえ、区域の大半が下水道の計画区域である。さらに周辺には、新山梨環状道路の西下条 IC があり甲府南部工業団地西下条地区、山梨県食品工業団地も立地している。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、北東部を中心に米作や果樹野菜の栽培を中心とした 22.2ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「９ 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

（関連計画における記載等）

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定無し。（笛吹川都市計画区域）
- ・甲府市都市計画マスタープラン：特定機能補強地区となっており、その整備方針として、更なる公共交通の充実に努めるとともに、国や県が推進する新たな広域高速交通網を活かした産業系の立地を促進し、積極的な企業誘致や支援施策を進めることとなっている。
- ・甲府農業振興地域整備計画書：土地利用の構想において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分に行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域２】甲府市

落合町 橋場、竹道、曾根、田通、中瀬、沼、字五反田、福部、字福部

下鍛冶屋町 字整理地、十六枚

西油川町 天神、蛭沢、釜池、桑田、志多田、釜淵

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 143ha 程度である。

この区域は、近隣に新山梨環状道路の（仮称）落合西 IC や（仮称）落合東 IC が計画されており、特に（仮称）落合西 IC は、令和 4 年度の供用を目指し工事が進められているところである。また、区域内には山梨県機械金属工業団地と J リーグのヴァンフォーレ甲府がホームグラウンドとしている小瀬スポーツ公園があり、県道甲府精進湖線などの幹線道路や、路線バスといった公共交通も確保されている区域である。

さらに、甲府市は、既存の工業団地から 500m の区域内における、工業系の工場及び事務所の土地利用に関する地区計画作成のための「甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱」を平成 21 年度に制定している。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、南部を中心に 32.6ha 程度の米作や果樹野菜の栽培を中心とした農用地区域を含むものであるため、「9 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域は全域が市街化調整区域であるが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：市街化調整区域（甲府都市計画区域）
- ・甲府市都市計画マスタープラン：特定機能補強地区となっており、その整備方針として、公共交通の充実に努めるとともに、地区計画制度に基づき、新山梨環状道路を活かした良好な産業用地環境の維持形成を推進することとなっている。
- ・甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱：甲府市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画原案を作成するための案の作成に関し必要な事項を定めており、良好な工業用地環境の形成及び維持に寄与し、周辺環境と調和した市街化調整区域の土地利用を図ることとしている。
- ・甲府農業振興地域整備計画書：土地利用の構想において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分にを行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 3】 甲府市

向町 整理地、舞台、森前、字栗地作、六反田、神ノ木

川田町 正里、外中代、阿郎

和戸町 石原田

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は約 60ha 程度である。

この区域は、近隣に新山梨環状道路の（仮称）和戸 IC が計画されており、山梨県と甲府市が整備を進めている都市計画道路和戸町竜王線との結節とあわせ、事業が進められている。また、区域内にはファッション関連の地場の企業を集積した工業団地であるアリア・ディ・フィレンツェがあり、国道 411 号などの幹線道路や、路線バスといった公共交通も確保されている区域である。

さらに、甲府市は、既存の工業団地から 500m の区域内における、工業系の工場及び事務所の土地利用に関する地区計画作成のための「甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱」を平成 21 年度に制定している。

以上の優れた立地環境を活かし、当該地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、南西部を中心に 10.0ha 程度のブドウ園を中心とした農用地区域を含むものであるため、「9 地域牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域は全域が市街化調整区域であるが、市街化調整区域における土地利用調整は行わない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：市街化調整区域（甲府都市計画区域）
- ・甲府市都市計画マスタープラン：特定機能補強地区となっており、その整備方針として、公共交通の充実に努めるとともに、地区計画制度の運用により、新山梨環状道路を活かした良好な産業用地環境の維持形成を促進することとなっている。
- ・甲府市市街化調整区域における工業系の地区計画制度要綱：甲府市の市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画原案を作成するための案の作成に関し必要な事項を定めており、良好な工業用地環境の形成及び維持に寄与し、周辺環境と調和した市街化調整区域の土地利用を図ることとしている。
- ・甲府農業振興地域整備計画書：土地利用の構想において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分に行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 4】富士吉田市

大字上暮地字五名米倉、字米倉、二丁目

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は、26.5ha 程度である。

この地区は良好な農業生産環境が整っていることから、その大部分が農地として利用されている。周辺には LED 等の電子部品製造工場や富士吉田市工業団地が存在しており、研究開発を行う従事者も在籍しているほか、平成 30 年 8 月に全線供用開始した中央自動車道 富士吉田西桂スマート IC に隣接しているため、区域内外において国道 139 号・県道富士吉田西桂線など交通インフラの整備が現在も実施中である。従って首都圏にも良好なアクセスを有した場所であり、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には富士吉田西桂スマート IC 周辺を中心に 11ha 程度の農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：都市計画区域内においては無指定
- ・富士吉田市都市計画マスタープランにおける記載：良好な農業生産環境を維持しつつ、自然環境に配慮した土地利用等に努めることとされている。
- ・富士吉田農業振興地域整備計画における記載：商工業の振興が見込まれる中、非農業的土地利用との調和を図りつつ、豊富な湧水を使える環境を活かした農地の利活用と利用集積を目指すこととされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 5】韮崎市

穂坂町三ツ澤字女夫石、坊来石、西坊来石、中坊来石

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は、10.7ha 程度である。

この地域は、半導体製造装置を生産及び開発する企業が立地し、その周辺には、その協力企業が集積している。さらには中央自動車道韮崎 IC から 500m、国道 141 号から 1.5km、国道 20 号線から 3 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもある。また、既存企業の工場拡張意欲が強く近年、新工場の建設等が行われている場所でもある。このような優れた立地環境を活かし、地域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は、南西部を除く大部分が 9.3ha 程度のブドウ畑を中心とした農用地区域となっているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

なお、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・ 韮崎市国土利用計画における記載：今後の土地利用にあたっては、自然環境との共生を図りつつ、農業と商工業など他産業との調和のとれた土地利用を推進するとともに、土地基盤を整備し、安全・快適な生活環境の実現を図っていく必要があるとしている。
- ・ 韮崎市土地計画マスタープランにおける記載：本区域を含む韮崎 IC 周辺は、既存の先端技術産業地の区域拡大や企業誘致環境の整備による新産業の誘致等、市の産業を支える工業地の形成を図るとされている。また、本区域は、広域交通の利便性を活かし、多様なサービスや流通業務、高付加価値型農業や観光産業など、市の新たな魅力を発信する新産業地の形成を図るとされている。
- ・ 都市計画における記載：都市計画区域外である。
- ・ 韮崎市農業振興地域整備計画における記載：都市計画マスタープラン等他の土地利用計画との整合性を図りつつ、農・工・商の均衡ある市勢の発展を指向し、地域バランスに配慮した土地利用を計画的に進めるとされている。
- ・ まち・ひと・しごと総合戦略における記載：本区域などを中心に、工場団地造成候補地を選定し、柔軟に区画面積が取れる手法で造成に取り組むとされている。
- ・ また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 6】北杜市

高根町村山北割字上の原

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 41ha 程度である。

この地域は、J R 中央本線長坂駅から 7.8km、中央自動車道長坂 IC から 5.5km、国道 141 号からもほど近い場所に位置しており、周辺にはプレスパーツ、樹脂パーツ等の製造企業が立地している。また、中部横断自動車道と中央自動車道を結ぶ JCT が長坂 IC 付近に計画されており、首都圏と中京圏を結ぶ「中央自動車道ライン」と、環太平洋と環日本海とをつなぐ「中部横断自動車道ライン」とのクロスポイントとなり、物流面で良好な立地環境を有する場所であることから、今後は、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には東部を中心に 16ha 程度の農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：都市計画区域外で用途地域は無指定である。
- ・北杜農業振興地域整備計画における記載：日雇い等不安定兼業農家への対策として、安定した就業確保や産業活動の提供のため、非農業的土地利用を図る必要もある。今後は、総合的な土地利用の調整を行うなかで、農・工・商との均衡を図り、自然公園法や都市計画マスタープランとの整合に立って、地域バランスに配慮した土地利用を計画的に進めると記載されている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 7】南アルプス市

鏡中條 字上河原、字中河原

下今諏訪 字中河原、字欠落

下今井 字坡下

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 24ha 程度である。

この区域は、県道南アルプス甲斐線に直結しており、南には新山梨環状道路の若草ランプがあり、北には県道今諏訪北村線（アルプス通り）がある。また、リニア中央新幹線の山梨県駅予定地から車で 15 分程度とアクセスが良く、周辺には下今諏訪工業団地、上今諏訪工業団地、釜無工業団地、国母工業団地が立地している。県道南アルプス甲斐線や新山梨環状道路を利用することで工業団地へのアクセスが容易であることから多くの企業の交流が図られるものづくり分野の拠点として活用が見込める。さらに、釜無川河川敷沿いに位置し周辺は住宅街が少ないことから工場立地に適した地域であると言える。中部横断自動車道の最寄り IC まで車で約 10 分の立地条件であり、2021 年に中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT までの区間が全線開通して新東名高速道路と連結したことから、物流面でも良好な立地条件を有する場所である。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進地域に設定することとする。

なお、本地域には、南北を中心に果樹野菜の栽培を中心とした 24ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定なし。(南アルプス市

都市計画区域)

- ・南アルプス市都市計画マスタープラン：甲府都市計画区域に隣接する地域として、地域特性に応じた計画的で節度のある開発整備を適切に規制・誘導することとされている。また、新たな産業地、甲府都市圏を利用圏とする広域施設など、極力一体の街区形成型開発を基本に、優れた地域の景観や環境に調和する開発水準を誘導し、また、既に分散的な開発が進んだ地区においては、隣接する集落や田園環境への混乱を抑制し、区域を指定してその拡散を避けることとされている。
- ・南アルプス農業振興地域整備計画書：本市では、中部横断自動車道や周辺地域へのリニア中央新幹線の駅の建設により、企業誘致や商圏拡大による活性化が見込まれている。これら周辺環境の変化により農業振興地域内における都市的土地需要の増大が予想されるが、農業的土地利用との調整を図りながら計画的な土地利用を推進していくこととされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 8】南アルプス市

十日市場 字角力場

吉田 字前原

寺部 字村附

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 5.9ha 程度である。

この区域は、中部横断自動車道及び新山梨環状道路の南アルプス IC に隣接しており、国道 52 号や県道今諏訪北村線（アルプス通り）に連結する交通の要衝である。また、今後活用が注目視される完熟農園跡地やリニア中央新幹線の山梨県駅予定地から車で 15 分程度とアクセスが良く、高速バスのバス停も確保されていることから首都圏にも良好なアクセスを有している。国道 52 号や新山梨環状道路を利用することで電子部品製造工場や自動車関連部品製造業など幅広い製造業が多く立地している御勅使南工業団地、下今諏訪工業団地、上今諏訪工業団地へのアクセスが容易であることから企業のものづくり分野の拠点として活用が見込める。さらに、2021 年に中部横断自動車道の新清水 JCT から双葉 JCT までの区間が全線開通して新東名高速道路と連結したことから、物流面でも良好な立地条件を有する場所である。

以上の優れた立地環境を活かし、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進地域に設定することとする。

なお、本地域には、北部を中心に米作や果樹野菜の栽培を中心とした 5.9ha 程度の農用地区域を含むものであるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：非線引きの都市計画区域で用途地域の指定なし。(南アルプス市都市計画区域)
- ・南アルプス市都市計画マスタープラン：南アルプス IC 周辺においては、産業・業務系機能等、本市の発展を誘導する土地利用についての検討を進めることとされている。また、同 IC 周辺地区と楕形地区市街地間を関連整備検討ゾーンとして計画的な市街地整備の検討を進めることとされている。
- ・南アルプス農業振興地域整備計画書：本市では、中部横断自動車道や周辺地域へのリニア中央新幹線の駅の建設により、企業誘致や商圈拡大による活性化が見込まれている。これら周辺環境の変化により農業振興地域内における都市的土地需要の増大が予想されるが、農業的土地利用との調整を図りながら計画的な土地利用を推進していくこととされている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

【重点促進区域 9】北杜市

須玉町若神子 字西出口、字堰上東、字出口、字五反田、字堰下西、字堰下東、字大石河原、字塩田

須玉町境之澤 字返田、

須玉町大豆生田 字妙河原

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は 29.8ha 程度である。

この地域は、J R 中央本線日野春駅から 4.8km、国道 141 号及び中央自動車道須玉 IC の出口に面した場所に位置している。周辺は西側から南側にかけて 1 級河川である須玉川が流れ、北側には田畑、西には北杜市役所本庁舎や民家が立ち並んでいる。

現在本区域に大規模な工場等は存在しないが、中部横断自動車道と中央自動車道を結ぶ JCT が長坂 IC 付近に計画されており、首都圏と中京圏を結ぶ「中央自動車道ライン」と、環太平洋と環日本海とをつなぐ「中部横断自動車道ライン」とのクロスポイントとなり、物流面で良好な立地環境を有する場所であることから、今後は、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には北部を中心に 11.1ha 程度の農用地区域を含むため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

また、本区域内に市街化調整区域は存在しない。

(関連計画における記載等)

- ・都市計画における記載：都市計画区域外で用途地域は無指定である。
- ・北杜農業振興地域整備計画における記載：日雇い等不安定兼業農家への対策として、安定した就業確保や産業活動の提供のため、非農業的土地利用を図る必要もある。今後は、総合的な土地利用の調整を行うなかで、農・工・商との均衡を図り、自然公園法や都市計画マスタープランとの整合に立って、地域バランスに配慮した土地利用を計画的に進めると記載されている。
- ・また、本区域には環境保全上重要な地域は存在しない。

重点促進区域の地図については別紙のとおり

(2) 重点促進区域を設定した理由

【重点促進区域 1】

本区域は中央自動車道の甲府南 IC に隣接していることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、甲府市内には、売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。なお、農村産業法に基づく産業導入地区があり、分譲可能残面積が約 4 ha 程あるが、同地区内の企業や小規模な製造業の事業所が、細分化した土地のままで約 2 ha 利用しており、まとまった土地を確保することができないとともに、残り 2 ha については相続等の問題から地権者との交渉が出来ない状況である。

【重点促進区域 2】

本区域には山梨県機械金属工業団地があり、令和 4 年度には新山梨環状道路の（仮称）落合西 IC の供用も見込まれることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、甲府市内には、売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。なお、農村産業法に基づく産業導入地区があり、分譲可能残面積が約 4 ha 程あるが、同地区内の企業や小規模な製造業の事業所が、細分化した土地のままで約 2 ha 利用しており、まとまった土地を確保することができないとともに、残り 2 ha については相続等の問題から地権者との交渉が出来ない状況である。

【重点促進区域 3】

本区域にはファッション関連の地場の企業を集積した工業団地であるアリア・ディ・

フィレンツェがあり、山梨県と甲府市が整備を進めている都市計画道路和戸町竜王線に加え、新山梨環状道路の（仮称）和戸 IC も計画されていることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、甲府市内には、売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。なお、農村産業法に基づく産業導入地区があり、分譲可能残面積が約 4 ha 程あるが、同地区内の企業や小規模な製造業の事業所が、細分化した土地のままで約 2 ha 利用しており、まとまった土地を確保することができないうちに、残り 2 ha については相続等の問題から地権者との交渉が出来ない状況である。

【重点促進区域 4】

本区域は、富士吉田市工業団地に近接し、周辺の電子部品製造工場と併せ富士吉田市において最先端のものづくりが行われている地域であり、今後も成長ものづくり分野を牽引すべく、付加価値の高い製品を製造し続けている場所であること、また、平成30年 8 月に全線供用開始された中央自動車道 富士吉田西桂スマートICによる各方面へのアクセスの利便性を最大限活用可能な場所であり、地域特性であるインフラが賦存している地域であることから、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域に設定することとする。

なお、富士吉田市内には売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 5】

本区域には、半導体製造装置の生産及び開発する企業が立地しており、その協力会社も本区域に隣接の穂坂地区工業団地に立地しているなど、韮崎市において最先端のものづくりが行われ、付加価値の高い製品を製造・研究している区域であり、中央道韮崎 IC からも近く交通インフラが充実している区域でもある。このため、地域特性である半導体関連産業の集積及びインフラが賦存している地域であることから、IoT を支える半導体関連産業の集積を活用した第 4 次産業革命関連分野及びリニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域に設定することとする。

また、韮崎市内には、大草町に工場立地法工場適地（平成 30 年度工場適地調査）が約 2.7ha、農村産業法に基づく産業導入地区のうち上ノ山・穂坂地区工業団地に未利用地約 0.65ha が存在しているが、既に数社と協議を進め、入居が予定されている。なお、その他の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 6】

本区域は、金属製品製造業の企業が立地する地域で、中央自動車道長坂 IC や国道 141 号に近いことから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域に設定することとする。

なお、北杜市内には農村産業法に基づく産業導入地区のうち白州町下教来石地区に未利用地約 3.9ha を有しているが、隣接する企業が工場拡張のために使用することが計画されており、その他の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 7】

本区域は下今諏訪工業団地に隣接し、半導体製造装置の生産及び開発や物流機器製造を手掛ける企業が立地している。さらに新山梨環状道路の若草ランプがあり、中部横断自動車道、中央自動車道へのアクセスが容易であることから、地域特性であるインフラが賦存している地域でもある。このことから、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、南アルプス市内には売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

また、農用地区域外の土地は耕作地として多く市内に点在しているが、非線引きの都市計画区域で用途地域の指定がないことから住宅や分譲等の開発が進み、住宅地に隣接した小規模な土地がほとんどで、企業の立地に適したまとまった用地面積を確保することが困難であることから、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 8】

本区域は中部横断自動車道及び新山梨環状道路の南アルプス IC に隣接していることから、地域特性であるインフラが賦存している地域であり、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、南アルプス市内には売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

また、農用地区域外の土地は耕作地として多く市内に点在しているが、非線引きの都市計画区域で用途地域の指定がないことから住宅や分譲等の開発が進み、住宅地に隣接した小規模な土地がほとんどで、企業の立地に適したまとまった用地面積を確保することが困難であることから、やむを得ず農用地区域を含めて重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域 9】

本区域は中央自動車道 須玉 IC や国道 141 号に近いことから、各方面へのアクセスの利便性を最大限活用可能な場所であり、地域特性であるインフラが賦存している地域であることから、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業を重点的に促進するため、重点促進区域に設定することとする。

なお、北杜市内には農村産業法に基づく産業導入地区のうち白州町下教来石地区に未利用地約3.9haを有しているが、隣接する企業が工場拡張のために使用することが計画されており、その他の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域の設定該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的、又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① ロボット製造産業など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野
- ④ 食品・飲料産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑤ 地域に根ざした宝飾、織物、印伝等の特産物を活かした成長ものづくり分野
- ⑥ IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑦ IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野
- ⑧ IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ⑨ リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野
- ⑩ リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第4次産業革命関連分野

(2) 選定の理由

- ① ロボット製造など生産用機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ・ 本県では、機械電子産業が発達し、ロボット製造などの装置産業が約 290 事業所、従業員数約 1.5 万人となっており、それらを支える精密加工、電子部品、電気機械部品、デバイス生産、金属加工などの関連産業が約 620 事業所、従業員数約 2.6 万人と集積している。
 - ・ 県内に本社を置くロボット製造関連の大手企業は、世界シェア約 5 割を有する工作

機械用NCなどを製造しており、製造品出荷額は、本県全体の製造品出荷額の約2割を占めている。こうした企業と県内中小企業とは、多くの取引を行っており、国内の生産年齢人口の減少や新興国の賃金上昇による自動化・省力化のニーズの増大により、更なる成長が見込まれるため、県として事業者に対し生産用機械関連産業の集積を活用して支援を推進する。

②医療機器関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

- ・医療機器の製造には、多種多様な部品が求められるとともに、それぞれに高水準の加工技術が求められるが、本県には、切削、研磨、プレス、溶接、鍛造・鋳造、実装・組立、精密微細加工などにおいて、医療機械製造への活用可能な高度な技術を有する企業が集積している。
- ・医療機器製造関連企業は、県内に20社以上あり、血管内画像診断システムなど高度な技術を要する製品を開発・製造している企業が集積している。また、医療用機械器具、同装置およびその部分品・取付具・附属品関連企業の製造品出荷額は約400億円以上あり、大手企業も進出している。
- ・近年、新たに当該分野へ進出を目指す中小企業も出てきており、山梨大学においては、医療機器開発者の養成講座が開設された（平成27年度～令和元年度 受講生104名 実企業数82社）。今後、高齢化社会が進行していくなかで、更なる需要が見込まれ、医療機器関連産業の産業集積を活用した成長ものづくりを推進する環境が整いつつあるため、県としても平成27年12月に策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、事業者に対し医療用機器製造関連産業の集積を活用して支援を推進する。

③水素・燃料電池関連の技術を活用した成長ものづくり分野

- ・エネルギーとなる水素に関して、山梨県と一般社団法人水素供給利用技術協会（HySUT）が「水素エネルギー関連産業の集積に向けた取り組みに関する協定」を結び、今後、NEDO事業として、HySUTが水素ステーション運用実環境下での試験・評価等が可能な「水素技術センター」を米倉山（甲府市下向町）に整備し、安全性等に資する実証を行う予定である。これにより、将来的には、評価・実証等を通して蓄積される技術等から競争力の源泉となり得る技術シーズが産み出されることが期待されることから、県として水素エネルギー関連産業の成長ものづくり分野を支援していく。
- ・また、燃料電池関連に関しては、燃料電池関連産業の集積と育成を「ダイナミックやまなし総合計画」（平成27年12月）に位置づけており、山梨大学と県及びやまなし産業支援機構が「燃料電池関連産業の集積に向けた取組み」に関する基本協定を結び、産学官が連携した取組みを実施している。世界トップクラスの研究を進めている山梨大学燃料電池ナノ材料研究センターでは、研究成果を県内産業界に移転

するため、県内の中小企業と連携して燃料電池スタックの試作を行うとともに、山梨県からの委託を受け、専門人材を養成する講座を開設するなど、今後大きな成長が期待される同関連産業の集積と育成のための基盤が整ってきており、県としても平成 27 年 12 月に策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、事業者に対し燃料電池関連産業の集積を活用して支援を推進する。

（平成 28 年度～令和元年度 地方創生加速化交付金により 産学官連携燃料電池イノベーション創出事業を実施 受講生 79 名 実企業数 51 社）

また、国（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）委託）が平成 27 年度から進める「固体高分子形燃料電池利用高度化技術開発事業」は、燃料電池自動車の普及拡大に向けて、低コスト化、生産能力の向上、耐久性の向上などといった技術的課題を達成するためのプロジェクトであるが、本県はこのプロジェクトに参画し、県産業技術センターに設置した燃料電池評価室において、日本自動車研究所（JARI）から提供を受ける膜・電極接合体（MEA：燃料電池の心臓部分）について、燃料電池自動車の実際の使用条件を考慮した共通の評価方法（性能・耐久性を評価するプロトコル）で開発材料を測定し、代表的な材料の測定結果と比較することで開発材料の特性を把握し、その結果から材料の改良を進めるための課題を抽出し、開発者に提供している。これにより、燃料電池発電セルの特性評価を行える機能の確立と人材育成を図ることとしている。

④食品・飲料関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

- ・本県は、県土の 8 割を森林が占め、3 つの国立公園が県土の 3 割を占めるなど、自然豊かな環境を持ち、周辺の山々、森林、さらには様々な主体により適切に保全された環境の中で産み出される水は、産業活動や県民生活の源となっている。県内の清らかで豊富な水を使った出荷額日本一で全国シェア約 3 割を占めるミネラルウォーターの関連企業が集積している。また日本一の日照時間や寒暖差が大きい気候風土を活かした生産量日本一のブドウ、モモ、スモモの栽培（合計収穫量約 8.7 万トン）やワインの醸造技術が発展したほか、ウイスキーや日本酒などを含めた飲料産業が集積するとともに、近年は水や県内果実を使用する食品工場も増えてきており、約 280 事業所、従業者数約 1.2 万人が集積している。
- ・健康長寿日本一（平成 25 年データ 男女とも日本一）となった山梨県では、山梨大学や県立試験研究所で、食品加工に関する機能性評価を積極的に支援している。また、本県では、ワインの醸造業やきのこと関連企業を中心に山梨大学、県立工業技術センターなどの研究機関において、継続的な研究開発が行われるなど、古くから発酵や微生物の培養に関する技術に強みを持っている。これらの研究成果として、県内の事業者がビタミン、ミネラルが不足がちな食生活をサポートするため、野菜、果物、黒糖を発酵させたエキス、海藻、オタネニンジンエキスを加えた清涼飲料水を販売し、また山梨大学と県総合農業技術センターの共同開発において、ポリフ

ェノールの一種であるプロアントシアニジンを活用した商品の開発研究を進めている。

※健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことを言い、厚生労働省が3年に1回国民生活基礎調査のデータを基に算出。

- ・また、本県はNPO ふるさと回帰支援センターが行う移住希望地域ランキングにおいて、全国1，2位と高い評価を得ている。（2015年2位、2016年1位）これらの移住希望の理由は、豊かな自然環境の中で、有機的な農業を志す若者が増えていることによる。このような自然環境、豊富な水資源を求め、近年では、施設栽培により野菜等を生産する企業などが進出してきている。これら農業、企業等と観光産業との連携を通じ旅館、ホテル、食料品店、飲食店などに商品を提供することにより、市場の拡大が期待できる。また、巨大消費地である東京圏に近いこと、地理的優位性を活かした更なる産業の集積が見込まれることから、県として食品・飲料関連産業の集積を活用して支援を推進する。

⑤県内に根ざした宝飾、織物、印伝等の地域特産物を活かした成長ものづくり分野

- ・全国シェア1位（約25%）を誇る貴金属製品を中心とした宝飾関連産業やネクタイの生地代表される織物、伝統工芸でもある印伝などの地元特産物を製造している中小企業（約200社）が多くある。
- ・県内にある中堅企業は、独自の加工技術等を活かして上場するまでに成長しているが、生産加工は地元企業に外注を行っている部分もあり、取引企業を含めて更なる成長が見込まれる環境にある県としても平成27年12月に策定した「山梨県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、事業者に対し地域特産物を活かした成長ものづくり分野を活用して支援を推進する。

⑥IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野

- ・本県は半導体製造装置産業が発展し、これらに関連する関連産業が集積しており、県内に所在する半導体製造装置関連の大企業では、県内中小企業（約100社 推計取引額約100億円）と多くの取引を行っており、これらの半導体製造品出荷額は本県全体の製造品出荷額の約7%を占めている。IoTの流れの中で半導体需要の増大による更なる成長が見込まれるため、県として事業者に対し支援を推進する。
- ・また「やまなしIoTラボ」が創設され、産業界、大学、行政等が連携し、「ものづくり産業」の中心として中小企業によるIoT等の先進的技術の活用を支援する。

⑦IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した第4次産業革命関連分野

- ・本県は江戸時代末期、京都の玉商「玉屋」が水晶の買い付けに甲州に来た際、水晶の磨き方を教えたのをきっかけとして古くから水晶の加工技術が発達し、水晶振動

子等の製造技術が集積し、また海底用光ケーブルなどの光通信の企業も立地するなど通信用デバイス等関連産業が発達している。また電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業の製造品出荷額は、本県全体の製造品出荷額の約15%を占める。県内には、当該分野の関連事業所が約140事業所集積し、約9,300人の従業者が働いている。コネクテッドカーなど全てのモノや人がインターネットで繋がるIoTの流れの中で、今後の成長が見込まれるため、県として事業者に対し支援を推進する。

⑧IoTを支える通信用デバイス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

- ・5(2)⑦に記載されたとおり、通信用デバイス等関連産業が発達しており、IoTの利活用の増大による集積産業を活用し、成長ものづくり分野を推進する環境が整っており、県として事業者に対し支援を推進する。

⑨リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野

- ・ものづくりの基盤を支えるインフラとして、中央自動車道が県の東西に通るとともに、2021年に中部横断自動車道の新清水JCTから双葉JCTまでの区間が接続され、静岡方面と長野方面との利便性も大幅に向上した。県中央部にある甲府南ICからは東京圏へは約2時間、名古屋圏へは約3時間の距離であるが、2027年に開業予定のリニア中央新幹線を活用することにより、東京圏へは25分、名古屋圏には45分とさらなる利便性の向上が見込まれている。山梨県リニア活用基本構想のリニア需要予測結果(2013年3月)によると開業時に約800社の企業立地が見込まれ、電気機械・輸送用機械等に代表されるものづくりの重要拠点となっている東京圏と名古屋圏へ良好なアクセスが整うことから、同エリアの企業との取引が拡大し事業所の誘致が期待出来るので、県として事業者に対し支援を推進する。

⑩リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した第4次産業革命関連分野

- ・5(2)⑨に記載したとおり、本県にはリニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラが整備され、利便性の向上が見込まれる。
- ・そのため、今後IoTを活用する中でIT企業のサテライトオフィスなどの誘致が期待できるほか、ドローンや自動運転を活用した新たな企業の誘致が期待出来る。また、山梨県は平成29年1月に『「輝き あんしん プラチナ社会」の実現に向けたICTの利活用について』を作成し、そのなかでIoT、ICTの活用を積極的に対応することとしている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、その他の地域経済牽引事業

の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

○不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

- ・県および市町村では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税等の減免措置に関する条例を制定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備

○ICT の利活用の推進と情報通信産業の振興

- ・県では、ICT の可能性や活用方法に関する理解を深めることによって、ICT の活用を促進し、地域産業の振興をはじめ、教育・医療などの日常生活における利便性の向上を図る。
- ・成長分野を支えるプラットフォームとして、産業全体を支え活力を増進する役割を果たしている ICT 産業の誘致と振興を図る。
- ・また、県では経済産業省の「地方版 IoT 推進ラボ」に選定された専門家派遣などの企業支援策を通じて 5 社の IoT 導入を目指す。

○情報発信の充実

- ・県および各市町村では、機械電子産業のブランド化に向け、山梨県地域経済牽引事業促進協議会内で連携を図るとともに、インターネット、広報誌、パンフレットなどの媒体や、やまなし産業立地アドバイザーなどの人的資源を活用し、幅広い情報提供活動を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ・県成長産業推進課および各市町村担当課では連携しながら、企業立地に関するワンストップ窓口を設置し、立地場所の選定、各種許認可手続きや優遇制度の紹介等の立地相談対応、立地後の問題解決の支援などのフォローアップまで、一元的な対応を行う。

(5) その他

○総合的支援体制の整備

- ・山梨県地域経済牽引事業促進協議会が中心となり、既存の工業団地以外の地域におい

ては、市町村と連携し、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画などとの整合を図るとともに、自然・緑地・景観等の保全、地域の住民生活やインフラとの関連性を勘案し、工場用地として開発が可能な地域を創り出していく。

- ・また、県及び市町村の助成金や奨励金の優遇制度により、企業の県内への誘致及び県内再投資の促進を図る。
- ・人材育成については、山梨ものづくり人材就業支援事業費補助金により、技術系人材の県内定着を促進するため、山梨県と産業界とで基金を創設し、大学生等の奨学金の返還を支援するとともに、県立甲府工業に新たな専攻科を設置し、国際的な人材育成を目的に、海外の有力大学が採用する入学資格「国際バカロレア」のプログラムを令和2年度に設置・導入を目指している。また平成29年度から国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」等を活用し、新たに「やまなし新産業構造対応雇用創造プロジェクト」を実施し、成長分野への進出を目指す企業の人材確保・育成を支持する。
- ・事業承継については、やまなし産業支援機構に「引き継ぎ支援センター」を設置し、円滑な事業承継・M&Aのサポートを行う。

取組事項	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
【制度の整備】							
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設 (条例対応する県及び市町村)	12議会に条例案提出・審議 9月条例施行(遡り適用)・受付開始	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境の整備】							
ICTの利活用の推進と情報通信産業の振興(県等)	9月～事業実施(継続)	運用	運用	運用	運用	運用	運用
情報発信の充実(県、市町村、関係団体)	9月～事業実施(継続)	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
事業者からの事業環境整備の提案への対応(県、市町村)	9月～事業実施(継続)	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【その他】							

企業立地・産業高度化を実現する総合的支援体制の整備 (山梨県地域経済牽引事業促進協議会等)	9月～ 事業実施(継続)	運用	運用	運用	運用	運用	運用
--	-----------------	----	----	----	----	----	----

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援事業の方向性

- ・本県は、首都圏に位置しながらも、豊かな森林と豊富な水資源、美しい景観に恵まれた地域であり、このことが本県の最大のアピールポイントである。今後とも、この地域特性を健全に維持・向上させながら産業発展を図っていく必要がある。
- ・県民生活や県内産業の源である環境を保全しながら、持続的な地域経済の発展を図るには、比較的環境負荷の少ない内陸型の加工組み立て産業を中心とする機械電子産業と、本県の自然資源、恵まれた環境イメージを最大限に活用できる健康関連産業の立地をさらに進めていく必要がある。

以上により、引き続き本県産業の牽引役として一層の集積を図ることで、地域の活性化を実現することを目指す。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援事業の内容及び実施方法

○山梨県産業技術センター

公設試験研究機関である「山梨県産業技術センター」では、技術支援・研究開発・人材育成・情報提供を業務の4本柱として、現場重視・スピーディな対応により県内中小企業の技術支援を積極的に行っている。

また、技術相談・依頼試験・分析・加工・設備利用等をとおした新製品開発への取り組みも活発に行っており、地域の研究拠点となっている。

○(公財)やまなし産業支援機構

山梨県における高度技術に立脚した工業の開発と県内に蓄積された産業資質の有効活用による産業の自立発展を目的に、経営相談、設備投資、補助金制度、操業・ベンチャー支援などの幅広い支援の事業を行っており、地域の企業支援に不可欠な役割を果たしている。

○山梨大学

日本で唯一のワイン専門の研究所であるワイン科学研究センターや、医療機器関連の開発者の育成など講座の開設、燃料電池に関して世界トップクラスの研究を進めている燃料電池ナノ材料研究センター、クリーンエネルギーの先端的基礎研究を進めているクリーンエネルギー研究センターなど個性的な研究機関がある。平成27年6月には新た

に水素・燃料電池技術支援室を設置し、山梨大学の知見と世界最高レベルの研究施設や設備を駆使して、県内企業への技術支援を積極的に行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

- ・県では、平成 16 年 3 月、「山梨県環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造について基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとしている。
- ・また、山梨県環境基本条例で定めた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 26 年 3 月に「第 2 次山梨県環境基本計画」を策定した。当該計画では、県民総参加による連携により、本県の豊かな環境を保全、創造し、未来へ繋げていくことを目指すこととしている。
- ・そして、環境保全上重要な地域内での事業の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、環境・エネルギー部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行うこととする。
- ・さらに、県では平成 21 年 3 月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、県全体の景観づくりを推進してきたところであり、特に、医薬品、化粧品、食品加工に関連する企業において、製品戦略上重要であることから、ブランド力をさらに高めるためにも、美しい県土づくりを図ることが必要である。
- ・本計画の促進区域においては、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めた「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」など、各種関係法令等に基づき、適切な規制・指導等を行うとともに、具体的な事業の実施に際して生じる課題については、住民の理解を得るとともに、地域の環境の保全に努め、国や県、市町村が定める各種計画等との整合性を図ることとしている。
- ・なお、本計画は公園計画との整合を図り、国定公園については山梨県森林環境部みどり自然課との調整を行ったうえで策定したものである。国立公園内については、地域経済牽引事業計画の承認を行う場合、地方環境事務所と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

- ・本県においては、平成 17 年 4 月に施行された「山梨県安全・安心なまちづくり条例」や、同条例に基づき策定した「基本方針」及び「学校・通学路等における児童

等の安全確保、犯罪の防止に配慮した住宅、道路等の構造、整備等に関する指針」により、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携し、一体となった取組を進めるとともに、交通安全施策についても「第 11 次山梨県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。また、平成 23 年 4 月に施行された「山梨県暴力団排除条例」に基づき、県、市町村、県民及び事業者が相互に連携・協力し、社会全体で暴力団排除を推進している。

- ・本計画に基づき、企業立地や事業活動を推進するにあたっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、次の取り組みを推進する。

1. 防犯設備の整備

地域住民や従業員、来訪者等が事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラ、防犯照明等の防犯設備の整備を行う。

2. 犯罪防止・交通事故防止に配慮した施設の整備・管理

犯罪や交通事故防止に配慮した構造、設備等を有する事業所、道路、公園、駐車場等の整備に努めるほか、公共空間や空き地がたまり場等になり地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努めるとともに、交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。

3. 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、必ずパスポート、在留カード等により、在留資格の確認や雇用対策法に基づく雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

4. 従業員等に対する安全指導等の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に対して、法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害及び交通事故の防止についての指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者に対して、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

5. 地域における犯罪防止活動、交通安全活動への協力

事業者は、地域住民等が行う防犯・交通ボランティア活動等に参加するほか、これらに必要な物品、場所等を提供するなど、地域における犯罪防止活動等への協力を行う。

6. 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故等の発生時における警察等関係機関に対する連絡体制を確立するとともに、捜査活動への積極的な協力を図る。

7. 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力との「取引を含めた一切の関係遮断」に努めるとともに、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報し、各種要求には絶対に応じない。

8. 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するにあたっては、あらかじめ地域住民の意見を十分に聴取する。

9. その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議のうえ、必要な措置をとる。

(3) その他

○PDCA体制の整備等

- ・毎年、有識者会議（山梨県地域経済牽引事業促進協議会）を開催し、基本計画と承認事業計画に関する効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用を行う場合にあっては、その基本的事項

(1) 総論

(農地の範囲)

重点促進区域1～9区域内においては、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1】

(農地) 下曾根町 字大正

399-1、400-1、401-1、402-1、403-1、403-2、403-3、588-1、588-3、588-4、588-5、590-1、691-1、691-2、692、693、694、695、696-1、696-2、696-3、697-1、699-1、700、701、702、713、714、715、716、717、719-1、719-2、720、721、722、723、966、967、968、969、970、971、972、973、974、975、976、977、978、979、981、982、983、984、985、986、989、990、991-1、991-2、992、993、994、995-1、995-3、1046-1、1053-1

(農地) 下曾根町 字塚田

624-1、625、626-1

(農地) 下曾根町 字地藏河原

1085-1、1085-4、1087-1、1087-3、1091-1、1091-3、1093-1、1093-2、1094-1、1094-2、1095-1、1099-1、1102-1、1103-1、1105-1、1106-1、1107-1、1108-1

(農地) 下曾根町 字堰向

1114-1、1115-1、1116-1、1117-1、1119-1、1120、1121、1122-1、1124-1、1126、1127-1、1128-1、1129-1、1130-1、1131-1、1132-1、1133-1、1133-2、1134-1、1134-2、1134-3、1135、1137-1、1142-1、1143-1、1143-3、1144-1、1145-1、1145-2、1145-4、1146-1、1147、1148-1、1148-2、1149-1、1150-1、1152-1、1152-2、1153、1155、1156-2、1156-3、1158、1159、1160、1161、1162、1163-1、1163-2、1163-3、1164、1165、1166、1167、1168-1、1172、1173、1174、1175、1176、1177、1178-1、1180-1、1181-1、1184-1、1186-1、1186-2、1188、1189、1191、1192、1193-1、1195、1196、1197-1、1197-2、1198-1、1198-2、1199、1201、1203-1、1204-1、1205、1206、1207、1208、1209、1210、1211、1212、1213、1214、1215、1216、1217、1218-1、1219-1、1220、1221、1222-1、1223-1、1223-3、1225-1、1226、1227、1228-1、1229-1、1230、1231、1232、1235、1236-1、1237、1238、1239、1240、1241、1242-1、1242-2、1243-1、1243-2、1245-1、1245-2、1246-1、1246-5、1247-1、1248、1250-1、1250-2、1251、1252、1253、1254、1255、1256-1、1256-2、1257-1、1260-1、1261-1、1262-1、1262-3、1264-1、1266-1、1266-2、1267、1268、1269、1270-1、1270-2、1271-1、1271-2、1271-3、1271-4、1271-5、1274、1277、1278-1、1278-2、1279-1、1309-1、1310-1、1312-1、1313-1、1313-5、1314-1、1315-1、1320、1321、1322、1323、1324-1、1324-2、1326、1328、1329-1、1329-2、1330-1、1330-2、1330-3、1331、1332、1333、1334、1335、1336、1337-1、1338、1339-1、1340-1、1343-1、1344-1、1344-3、1345-1、1346-1、1346-2、1347、1348、1349、1350、1351-1、1352-1、1352-3、1353-1、1354-1、1382-1、1384、1385-1、1386-1、1403-1、1405、1406-1、1411-1、1414-1、1418-1、1420-1、1425-1、1427-1、1428、1433-1、1434、1435、1436、1437、1439-1、1440-1、1441-1、1442-1、1443-1、1443-2、1444-1、1445-1、1446-1、1446-4、1447-1、1448-1、1448-2、1450-1、1451-1、1452、1453-1、1454、1455-3、1458、1459、1461-1、1462、1463、1464、1465-1、1470-1、1480-1、1481-1、1481-2、1482-1

(農地) 上曾根町 字下瀬古

3368-42、3368-43、3368-96、3368-97、3368-98、3368-99、3368-100、3368-101、3368-102、3368-103、3368-104、3368-105、3368-106、3368-107、3368-108、3368-110、3368-112

(農地) 上曾根町 字西沼

3513-2、3513-3、3513-4、3513-5、3513-6、3513-7、3513-10、3513-46、3513-67、3513-68、3513-69、3513-70、3513-71、3513-73、3513-74、3513-108

(農地) 上曾根町 字石原田

3662-110、3662-111、3662-112、3662-113、3662-114、3662-115、3662-117、3662-118、3662-303

【重点促進区域2】

(農地) 落合町 田通

2、15-1、15-3、15-4、15-5、15-7、15-8、15-9、17、19-5、19-6、19-7、19-9、19-10、19-11、19-12、19-14、19-15、19-16、19-17、19-19、19-20、19-21、19-23、19-24、19-25、19-28、19-29、19-30、19-32、30-1、33、36、39-1、40-1、45-1、45-2、49、51、55-1、66-1、73-1、74、76、79-1、80、81、83、83-2、84、89、90、98、100、101、102、114-1、114-4、116、120、122、125、127、130、132-1、153-1

(農地) 落合町 中瀬

157-1、157-2、158、173、175、179、184、190、199-1、203-1、205-1、207-2、207-3、208-1、209-1、212-1、213-1、215、217-1、217-2、218、219、220、223、224、225、229、229-2、231、232、236、241-1、241-2、241-4、241-7、250-1、251、252-1、254、258-1、258-2、263、264-1、264-2、264-3、265-1、265-2、266、282-1、297-1、303、306-1、307-1、308、309、309-2、310、314、316、317-2、317-3、319、320、323、326、330、331、335-1、336、342-1、342-3、343-1、347-1、349、351、352、354、357、358、358-2、358-3、360、362、363、364、364-2、365、366、369、370、376、377、378-2、380、381、382、383-1、386-1、387、388、390、390-2、392、395、396、397-1、513-1、513-2、514-1、515、516、517、518、519、520、521-1、522、524、525、526、527、528、529

(農地) 落合町 沼

400、400-2、402-1、402-4、403-1、403-3、404、405、406-1、406-2、407-1、407-2、412、413、414-1、414-2、416-1、418、423、423-2、427-1、427-2、428-1、429-1、429-3、436、436-2、437、442-1、446、456-1

(農地) 落合町 字五反田

473-1、473-2、474-2、476-3、480、484-1、484-2、484-3、484-4、487

(農地) 落合町 字福部

487-2、487-3、487-5、488、488-2、491、494、496、500、501、502、503、507-1、510-1、511-1、512-1、512-2、543、546-3、551-1、551-3、551-4、551-5、551-6、551-8、551-9、552、554-1、554-2、554-3

(農地) 落合町 福部

588-1、661

(農地) 落合町 竹道

870-1、870-8

(農地) 落合町 橋場

968-1、970-1、1039-1、1046-1、1056-1、1057-1、1058、1059-1、1061-1、1075-1、1079-1、1080-1、1086-1、1087-1、1089-1、1090-1、1096-1、1101-1、1108

(農地) 落合町 曾根

1150、1152-1、1158、1164、1165、1169、1169-2、1171、1172-1、1174、1175-3、1178、1179-1、1181、1182-1、1183-1、1184-1、1184-2、1185-4、1185-5、1187-3、

1193-1、1194-1、1195-2

(農地) 下鍛冶屋町 字整理地

268-1、268-6、269-1、270-1、271-1、272-1、273-1、274-1、275-1、276-1、277-1、302-1、303、304、305、306、307、308、309、310、311、326-1、327-1、328-1、329-1、330-1、331-1、332-1、333-1、334-1、337-1、338-1、339-1、343-1、344-1、345、346-1、378-1、379-1、380-1、381-1、382-1、383-1、384-1、385-1、473-1、474-1、475-1、479-1、479-2、487-1、488、489、490、491、496-1、496-2、497-1、497-2、498、499、500-1、504、505-1、505-2

(農地) 下鍛冶屋町 十六枚

756-1、757、760-1、764-1

(農地) 西油川町 志多田

26-1、27-1

(農地) 西油川町 桑田

36-1、36-2、36-8、37-1

(農地) 西油川町 蛭沢

86-1、90-1、95-1、97-1、101-1、102-2、109-1、116-1、117-1、129-2、137-1

(農地) 西油川町 天神

142-1、149-1、161-1、162-1、163-1、186-1、200-2、203-1、205-1、205-2、206-1

(農地) 西油川町 釜池

210-1、211-1、214-1、229-2、234-1、237-1

【重点促進区域3】

(農地) 向町 整理地

690-4、691-1、692-1、693-1、698-1、699-1、700-1、703-1、708、923、924-1、924-2、928、929、930、932、934、936、937-1、938-1、940、941、942、943、944、944-2、945、946、948、949、951、952、953、954、955、956、957、958、959、960、961、962、963、964、965、966、967-3、968-1、968-2、968-3、969-1、969-2、970-2、971、973-1、974、975、976、977、978、979、980、981、982、984、985、986-1、987-1、988-1、990-1、991-1、992-1、992-3、993-1、993-3、994-1、994-3、994-4、995-1、995-2、995-4、996、997-2、997-3、998-1、998-3、998-4、1000-1、1000-3、1000-4、1001-1、1001-3、1001-4、1002-1、1002-3、1003-1、1003-3、1004-1、1004-2、1004-5、1004-6、1005-1、1005-5、1005-6、1006-5、1006-6、1007-1、1007-3、1008、1009-1、1009-3、1010-3、1011、1012-1、1012-2、1012-5、1012-6、1013-1、1013-5、1013-6、1014-1、1014-2、1014-5、1014-6、1015-1、1015-3、1017-1、1019-1、1019-3、1020-3、1022-1、1022-3、1023-1、1023-3、1024-2、1025-4、1026-1、1026-3、1027-1、1027-3、1028-1、1028-3、1028-4、1029-1、1029-2、1029-3、

1030-1、1030-3、1031-1、1031-2、1031-3、1033、1034、1035、1043-1、1044-1、
1044-5、1044-6、1045-1、1045-2、1045-5、1045-6、1045-7、1045-8、1046-1、1046-
2、1046-5、1046-6、1047-1、1047-3、1048-1、1048-3、1049-1

(農地) 向町 神ノ木

788-1、788-2、788-3、791、797-1

(農地) 向町 六反田

812-1

(農地) 向町 字栗地作

813、814-1、821-1、822-1、823

(農地) 向町 森前

860-1、861、864、865-1、866-1、867-1、869、870、871-2、871-5、871-6、874-1、
875

(農地) 向町 舞台

904-1、905-1、916、918、920-1、921-1

(農地) 川田町 正里

438-1、438-4、438-5、438-6、441-1、441-2、443、462-1、463-1、463-3、477、482-
1、482-9、545-1、546-2、546-4、548-1、548-4、553-1、594-1、594-3、594-4、616、
619-1、620、660-1、660-4、660-5、660-6、660-7、673、674、675、704、720-1、
721、724-1、724-3、724-4、732-1、734-1、736-1、744-1、746-1、751-1、758-1、
771、778-5、781-1、781-3、781-13、781-15、794、798、801-1、802-1、813-1、813-
3、813-4、813-5、821-1、862、865-1、865-3、867-1、873-1、877-1、879-2、881-
1、888-1、892、900-1、900-5、903-1、910、912、969-1、969-2、972、974-1、975-
4、975-5、975-6、975-7、975-8、982-1、982-4

(農地) 川田町 外中代

521-1、522、523、527、529-1、529-2、530-1、530-2、533-1、533-2、534-1、534-
3、535、538-2、538-5、538-11、539-1、539-2、539-3、540-1、540-3、540-4、542-
2、542-14、555-1、556-3、557-1、557-4、559-9、560-2、561、563-1、563-2、563-
3、563-4、564-1、564-3、567、568、569-1、570-1、571-1、572-1、572-3、574-1、
574-3、576-1、576-2

(農地) 川田町 阿郎

583-1

(農地) 和戸町 石原田

4、5、6、7-1、8-1、8-2、11、14、15、16、17、18-1、20-2、30、31-1、31-2、33-
4、33-10、34-2、36-2、37、52-2、59-2、63-2、77-2、78-10、80、83

【重点促進区域4】

(農地) 上暮地字五名米倉

1-1、2-1、3-1、5-2、10、11-1、16-1、27、33-1、34-1、35、36、38-1、38-2、38-3、38-4、39-1、40、41-1、42-1、42-2、43-1、43-2、44-1、44-3、45、46-1、46-2、46-3、47-1、47-2、48、49、50、51-1、51-2、52、53、54、55、56、57、58、59-1、59-2、59-3、60-1、60-2、60-3、60-4、60-5、61、62、63、64-1、64-2、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76-1、76-2、76-3、77-1、77-2、78-1、78-2、79、80、99-1、100-2、101-2、106-1、106-2、106-3、109-1、110-1、110-2、111-1、112-1、112-2、112-3、113-1、113-2、113-3、113-4、113-5、114-1、114-2、115-1、117-1、118-1、118-2、123-1、123-2、124-1、124-2、126-1、126-2、126-3、127-1、128-1、128-2、129-1、130-1、134、135

(農地) 上暮地字米倉

4508、4509、4510、4511、4512、4513、4514、4515、4516、4517、4518、4519、4520、4521、4522、4523、4524、4525、4526、4527、4528、4529、4530、4531、4532、4534、4535、4536、4537、4538、4539、4540、4541、4542、4543、4544、4545、4546、4547、4548、4550、4551、4552、4553、4554、4555、4556、4557、4558、4559、4560、4561、4562、4563、4564、4565、4566、4567、4568、4569、4570、4571、4572、4573、4575、4576、4577、4578、4579、4580、4583-1、4584、4585、4586-1、4587-1、4588-1、4589、4590、4591、4593-1、4594-1、4594-2、4595、4596、4597、4598-1、4598-2、4599-1、4600-1、4601、4602、4603、4604、4605-1、4606、4607-1、4608-1、4610-1、4610-2、4611-1、4611-2、4611-4、4612-1、4613-1、4620、4621、4622-1、4623-1、4624、4625、4626、4627、4628、4629-1、4630-1、4631-1、4632-1、4633-1、4634-1、4635-1、4635-2、4636、4637、4638、4639-1、4639-2、4639-3、4640-1、4640-2、4640-3、4641-1、4641-2、4641-3、4643、4644-1、4644-2、4644-3、4645-1、4645-2、4651、4652、4653、4654、4655、4662、4663、4673

(農地) 上暮地二丁目

146-1、146-2、147-1、148-1、149-1、150-2、151-1、152、153、154、155、156、157-1、157-2、157-3、158、159、160-1、160-2、160-3、160-4、161、164、165-1、4295、4296、4297、4298、4299、4300、4301、4302、4303、4304、4305、4306、4307

【重点促進区域5】

(農地) 穂坂町三ツ澤字女夫石

4080-1、4082、4083、4084、4086、4087-1、4088-1、4088-2、4090、4091-1、4093-1、4093-2、4094-1、4095、4096、4098、4099、4100-1、4101、4104-1、4107-1、4109、4110

(農地) 穂坂町三ツ澤字坊来石

4111-1、4111-2、4112-1、4112-3、4113、4114

(農地) 穂坂町三ツ澤字西坊来石

4216-1、4217、4218-1、4218-2、4219、4220、4221、4222、4223、510-1、511-1、511-2、512、513、514、515-1、515-2、522、523、524-1、524-2、525、526-1、527-1、527-5、529-1、533-1、536-1、549-2、555-1、556、557-1、561-1、562-1、563、564-1、565-1、566-1、568、569、570、571-1、573-1、584、585、586、587-1

(農地) 穂坂町三ツ澤字中坊来石

714-2、724、725、726、727、728、730、731、746、747-1、748-1、749、750、751-1、752-1、753、756-1、757-1、776-1、780、802-1、803、805-1、806-1

【重点促進区域 6】

(農地) 高根町村山北割字上の原

乙 1595-61、1595-62、1595-63

【重点促進区域 7】

(農地) 鏡中條 字上河原

3929、3931、3936、3955、3957、3959、3961、3965、3974、3976、3977、3981、3983、3984、3985、3987、3991、3992、3994、3996、3997、4005、4008、4009、4010、4021、4024-1、4027、4028-1、4036-1、4036-2、4036-3、4036-4、4037、4038-1、4039、4041、4042、4043、4045、4046-1、4047-1、4051-1、4052-1、4053-1、4055、4057-1、4057-3、4057-4、4059-1、4061-1、4062、4063-1、4064-1、4064-2、4065-1、4066-1、4067-1、4070-1、4071-1、4071-2、4075-1、4076、4077、4079、4085、4086、4087-1、4087-2、4090-1、4090-2、4097-1、4109、4110、4116、4119、4120、4127-1、4132-1、4134、4136、4138-1、4142-1、4143、4149、4152、4153-1、4154、4155、4156-1、4156-2、4160、4161-1、4163-1、4166-1、4168-1、4170、4171-1、4171-2、4172-1、4175-1、4185-1、4177-1、4179、4181、4183、4184-1、4187、4189

(農地) 鏡中條 字中河原

4457-1、4459、4462、4467、4468、4471、4472、4473、4475-1、4476、4478、4479、4485、4486、4488、4489、4491、4496、4497、4498、4504-2、4505、4507、4509、4510、4512、4518、4520、4521、4523、4526、4529-1、4529-2、4546、4549、4552、4553、4554、4556、4557、4506、4513、4515、4517、4524、4532-1、4532-2、4537、4541-1、4542-1、4543、4544-1、4544-2、4550、4558、4559-1、4559-2、4559-3、4562-1、4562-2、4562-11

(農地) 下今諏訪 字中河原

909-1、910-1、911-1、914、916-1、917-1、918-1、919-1、920-1、922、923、926、928-1、929-1、930、939-1、940、941、943、944、945、946-1、948、949、954-1、955-1、955-2、960、961、962-1、963、967、968、969、970、971-1、972、973、974-1、974-2、976、977-1、982、985、986、987-1、989、991、992、993、994、996-1、999、1009、1011、1012-1、1013、1015、1017、1018、1019-1、1020、1022-1、1023、

1028-1、1031、1035、1037-1、1037-2、1038-1、1038-2、1039、1040-1、1040-2、1041、1042、1043、1045-1、1048、1051-1、1065、1066-1、1068、1071-1、1074、1075、1079、1080、1082-1、1082-2、1083、1084、1086、1088-1、1091、1092、1093、1094、1095、1096、1097、1098、1099、1100、1101、1125-1、1125-2、1125-3、1125-4、1125-5、1114、1115、1116、1117-1、1119、1120-1、1121、1123、1124、1127、1128、1131、1132、1133、1134、1135、1136-1、1138、1140、1152、1154、1155、1156、1157、1158、1159-1、1159-2、1161、1162、1163、1164、1165、1167、1168、1170、1173、1174、1175、1176、1177、1178、1179、1180、1181、1182、1183、1184、1185-1、1186-1、1187、1188-1、1188-2、1189、1190、1191、1192、1194、1195、1211-1、1211-2、1212、1213、1214、1215-1、1216、1218、1219、1220、1222、1223、1225、1227、1230、1231、1235、1237、1238、1239、1240、1242、1243-1、1245-1、1248-1、1278-1、1280-1、1301、1249-1、1250-1、1251、1253-1、1253-2、1254、1256、1271-1、1276、1284-1、1285、1288、1289、1290、1291-1、1295、1297-1、1298-1、1301

(農地) 下今諏訪 字欠落

575-1、576-1、579-1、581-1、583-1、583-2、583-3

(農地) 下今井 字坡下

907、911、913-1、924-2、924-6、945、982-1、983-1、984-1、986、990、994、996、998、999-2、1001、1003、1006、1007、1009、1017、1018-1、1021、1024、1026、1028、1031、1032、1034、1068-3、1069-3、1072-3、1090-1、1100、1101、1103、1104、1105-1、1108、1109-1、1111、1113、1114、1116、1117、1121-1、1123、1124-1、1129、1137、1138-1、1140、1145、1147-1、1148、1160、1165-1、1167-1、1173-1、1188、1189、1199-1、1202、1209、1226-1、1235、1238、1262、1264、881-2、881-3、881-7、883-1、884-1、884-2、886-2、886-3、887-1、891-1、891-2、894-1、895-1、898-1、900-2、905-1、905-2、906-1、909、912、914-1、914-2、921、924-8、927、928、929、931、938、947、951、955、959、966-1、972-1、974、976-1、978-1、979-1、980-1、981、1005-1、1020、1037-1、1093、1169、1195-1、1253-1

【重点促進区域8】

(農地) 十日市場 字角力場

1617-1、1619-1、1620-1、1621-1、1622-1、1623、1624-1、1625、1626、1627、1628、1629-1、1631-1、1631-2、1631-4、1632-4、1632-5、1642-1、1643、1644-1、1647-1

(農地) 吉田 字前原

556-1、556-2、557-1、558-1、558-2、559-1、565-1、566、568、569-1、570-1、571-1、574、575-1、575-2、575-5、576-1、576-3、577-1、577-2、581-6、581-7、581-

8、581-9、581-10、578-1、591-1、596、597-1、598-1、599-1、600-1、605、606-1、607-1、608-1、608-2、608-3、609-1、610-1、613-1、615-1、615-2、616-1、616-2、616-3、616-4、616-5、616-6、617-1、617-2、618-1、620-2、620-3、620-4、621-1、621-2、622-2、623-2、646-1、648-1、650-1、651、652、654-1、657-10、656-1、659-9

(農地) 寺部 字村附

2342-4、2342-5、2342-6、2361-1、2361-2、2361-3、2361-4、2361-7、2362、2363、2365-1、2367、2368、2370、2371-1、2372-1、2374-1、2375-1、2376、2377、2378、2379、2380、2381、2382、2384、2387、2388、2389、2390、2391、2392、2394-1、2395-1、2398-1、2399-1、2421

【重点促進区域 9】

(農地) 須玉町若神子 字西出口

1560、1561-2、1568-1、1572、1573-1、1574-1、1574-2、1575-1、1575-2、1575-3、1576、1577、1578、1579-1、1581-1、1583-6、1586-1、1586-3、1587-1、1587-4、1588-1、1589-1、1589-2、1589-3、1590、1593、1595-1、1595-2、1595-3、1596-1、1596-2、1596-3、1596-4、1597-1、1597-2、1597-3、1598-1、1598-2、1598-3、1599-1、1599-2、1599-3、1600-1、1600-2、1600-3、1600-4、1600-5、1600-6、1602-1、1603-1、1604-1、1604-3、1605-1、1605-2、1605-3、1606-1、1606-3、1606-4、1606-5、1607-1、1607-3、1607-4、1609-1、1609-5、1609-6、1609-7、1611-1、1611-4、1615-1、1615-6、1615-7、1616-1、1616-6、1617-1、1617-6、1623-1、1624-1

(農地) 須玉町若神子 字堰上東

1334-1、1335-1、1337-1、1340-1、1342-1、1343-1、1343-6、1344-1、1345-1、1346-1、1347-1、1350-1、1350-3、1352-1、1352-2、1352-3、1353-1、1353-3、1354-1、1356-1、1357-1、1358-1、1359、1360-1、1361-3、1362-1、1364、1365、1367、1368-1、1369、1370-1、1375-1

(農地) 須玉町若神子 字出口

994-2、1000-7、1000-8、1001、1013-2、1014-1、1015-1、1016-2、1018-1、1019、1020、1021、1022-1、1022-2、1023-1、1023-3、1024-1、1031-1、1033、1034-1、1034-2、1035、1036-1、1037-1、1040-1、1041、1042、1043、1044、1045-1、1045-2、1046-1、1046-2、1046-3、1047-1、1047-2、1048-1、1048-2、1049、1050、1052、1058-1、1058-2、1059、1060、1061、1062、1063、1064-1、1065、1066、1067、1068、1069、1070、1071、1072-1、1072-3、1072-4、1073-1、1075-1、1076-1、1077-1、1078-1、1079、1080-1、1081、1082、1083、1084-1、1085、1086-1、1087-1、1088-1、1089、1090-1、1090-4、1091-1、1091-4、1092-1、1092-4、1092-5、1093-1、1094-1、1096-1、1101-1、1102-1、1103-1、1106-1、1107-1、1108-1、1109-1、1109-3、1109-4、1110-1、1110-2、1110-3、1113-1、1117-1、1118-2、1123-1、1123-7

(農地) 須玉町若神子 字五反田

1873-1、1874-1、1875、1885-1、1896-1、1900-1、1916-1、1916-5、1920-1、1920-2

(農地) 須玉町若神子 字堰下西

1625-2、1626、1627、1628、1629-1、1632-1、1633、1635-1、1636-1、1637、1643-1、1644、1645-1、1646-1、1647-1、1648、1679-2、1684-1、1685、1686-1、1687-1、1687-2、1688-1、1688-2、1689-1、1689-4、1690-1、1690-3、1691-1、1692-1、1693-1、1694、1695-1、1719、1721-1、1722-1、1723-1、1738-1、1738-3、1750-1、1750-2、1752、1753、1756、1757、1758、1759、1760、1761-1、1767、1829、1830、1831、1833、1837、1838、1848、1850-1、1851-1、1852-1、1853-1、1854-1、1861-1、1862-1、1863、1864-1、1865、1868、5663、5664、5665、5666、5668、5669、5671、5672、5678、5679、5680、5683

(農地) 須玉町若神子 字堰下東

1260、1261、1266、1267、1268-1、1269、1270、1271、1275、1276、1277、1278、1279、1280、1281-1、1282-1、1283、1284、1285、1286-1、1289-1、1291-1、1295、1296、1297、1300-1、1302-1、1305-1、1306、1307-1、1308-1、1309、1310、1311、1312、1313、1314、1315-1、1316、1317-1、1317-3、1318、1319、1320-1、1322、1323、1324、1325、1327、1328、1329-1、1330-1、1331-1、1332-1、1333-1

(農地) 須玉町若神子 字大石河原

1136-1、1148-1、1149-1、1150、1151-1、1151-2、1152、1153、1154-1、1154-3、1191-1、1192-2、1192-3、1195-1、1195-2、1196-1

(農地) 須玉町若神子 字塩田

1201-1、1202-3、1203-5、1205-5、1205-7、1206-3、1232-2、1257-1、1258

(農地) 須玉町境之澤 字返田

12-1、14-1、15-1、15-3、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28-1

(農地) 須玉町大豆生田 字妙河原

1834、1836、1837

(地区内における公共施設整備の状況)

【重点促進区域 1】

区域内においては、中央自動車道の甲府南 IC の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 2】

区域内においては、山梨県機械金属工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 3】

区域内においては、ファッション関連の地場の企業を集積した工業団地であるアリア・ディ・フィレンツェの隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 4】

区域内の接道する県道・市道に電気、上水道等のインフラが整備されており、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談の必要がある。

【重点促進区域 5】

区域内においては、穂坂工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能である。

【重点促進区域 6】

区域内の接道する市道に電気、上水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談が必要である。

【重点促進区域 7】

本区域内においては、下今諏訪工業団地の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談の必要がある。なお、追加の工事が必要な場合であっても、大規模な整備の必要はない。

【重点促進区域 8】

本区域内においては、中部横断自動車道の南アルプス IC の隣接地であり、道路、電気、水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談の必要がある。なお、追加の工事が必要な場合であっても、大規模な整備の必要はない。

【重点促進区域 9】

区域内の接道する県道・市道に電気、上水道等のインフラが整備され、既存の公共施設によって対応することが可能であるが、業種によっては事前相談が必要である。なお、追加の工事が必要な場合であっても、大規模な整備の必要はない。

(地区内の遊休地等の状況)

【重点促進区域 1、2、3】

各区域内において遊休地等は存在しない。

なお、甲府市内には売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は、存在しない。また、農村産業法に基づく産業導入地区があり、分譲可能残面積が約 4 ha 程あるが、同地区内の企業や小規模な製造業の事業所が、細分化した土地のままで約 2 ha 利用しており、まとまった土地を確保できないとともに、残り 2 ha については相続等の問題から地権者との交渉が出来ない状況である。

【重点促進区域 4】

本区域内には遊休地等は存在しない。

なお、富士吉田市内には売却されていない既存の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 5】

本区域内においては、遊休地等は存在していない。

なお、韮崎市内には大草町に工場立地法工場適地（平成 30 年度工場適地調査）が約 2.7ha、農村産業法に基づく産業導入地区のうち上ノ山・穂坂地区に未利用地約 0.65ha を有しているが、既に数社と協議を進め、入居が予定されており、その他の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 6、9】

本区域内には遊休地等は存在しない。

なお、北杜市内には、農村産業法に基づく産業導入地区のうち白州町下教来石地区に未利用地約 3.9ha を有しているが、隣接する企業が工場拡張のために使用することが計画されており、その他の工業団地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域 7、8】

各区域内において遊休地等は存在しない。

なお、南アルプス市内には、売却されていない既存の工業団地、工場適地や業務用地、現に宅地化された土地において未利用地及び遊休地は存在していない。また、農村産業法に基づく産業導入地区は全て分譲済みであり、企業の立地に適したまとまった面積の土地を確保することが困難な状況である。

（他計画との調和等）

【重点促進区域 1、2、3】

農地として重点促進区域に設定された各区域は、甲府市都市計画マスタープランにおいて、特定機能補強地区となっており、その整備方針として、更なる公共交通の充実に努めるとともに、国や県が推進する新たな広域高速交通網を活かした産業系の立地を促進し、積極的な企業誘致や支援施策を進めることとなっている。

また、甲府農業振興地域整備計画書において、新山梨環状道路等広域交通網の整備効果を活かして工業の振興を図るとともに、都市計画と農業の調整を十分に行いながら中心市街地や市東部地域への複合的な都市機能を集積することで商業の活性化を図っていくとしており、今般、当該各区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 4】

農地として重点促進区域に設定された区域については、富士吉田市都市計画マスタープランにおいては、中央道富士吉田西桂スマート IC のインフラを活用し、良好な農業生産環境を維持しつつ、自然環境に配慮した商工業等の土地利用等に努めることとされている。

また、富士吉田農業振興地域整備計画においては、中央道富士吉田西桂スマート IC のインフラを活用し、商工業の振興が見込まれる中、非農業的土地利用との調和を図りつつ、豊富な湧水を使える環境を活かした農地の利活用と利用集積を目指すこととされている。

なお、本区域は平成 30 年 8 月に全線供用開始した中央自動車道富士吉田西桂スマート IC に隣接しており、区域内外において国道 139 号・県道富士吉田西桂線など交通インフラの整備が現在も実施中であることから、首都圏にも良好なアクセスを有した場所であり、今般、当該区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野や第四次産業革命関連分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 5】

農地として重点促進区域に設定された区域については、韮崎市国土利用計画において、自然環境との共生を図りつつ、農業と商工業など他産業との調和のとれた土地利用を推進するとされ、韮崎市土地計画マスタープランにおいて、既存の先端技術産業地の区域拡大や企業誘致環境の整備による新産業の誘致等、市の産業を支える工業地の形成を図ることとされている。

また、まち・ひと・しごと総合戦略において、工場団地造成候補地を選定し、柔軟に区画面積が取れる手法で造成に取り組むとされている。

さらには、韮崎市農業振興地域整備計画において、都市計画マスタープラン等他の土地利用計画との整合性を図りつつ、農・工・商の均衡ある市勢の発展を指向し、地

域バランスに配慮した土地利用を計画的に進めるとされており、今般、本区域は、IoTを支える半導体関連産業の集積を活用した第四次産業革命関連産業及びリニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 6、9】

農地として重点促進区域に設定された区域については、北杜農業振興地域整備計画において、日雇い等不安定兼業農家への対策として、安定した就業確保や産業活動の提供のため、非農業的土地利用を図る必要もある。今後は、総合的な土地利用の調整を行うなかで、農・工・商との均衡を図り、自然公園法や都市計画マスタープランとの整合に立って、地域バランスに配慮した土地利用を計画的に進めると記載されている。また、農業従事者の安定的な就業を図るための方策として、地場産業と調和した産業振興や雇用促進を図ることが可能な優良企業の誘致活動を積極的に推進し、不安定兼業農家の安定的な就業の場の創出を推進するとしている。今般、本区域は、地域経済牽引事業の用に供され、新たな雇用の創出を推進するものであることから、これらの方針と調和したものである。

なお、本地域は、首都圏と中京圏を結ぶ中央自動車道と、環太平洋と環日本海とを結ぶ中部横断自動車道とのクロスポイントとなることから、国内の拠点都市をつなぐ物流を視野に入れた場合、高い優位性がある。従って、具体的な地域経済牽引事業としては、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野を想定している。

【重点促進区域 7】

農地として重点促進区域に設定された区域については、南アルプス市都市計画マスタープランにおいて、甲府都市計画区域に隣接する地域として、新たな産業地、甲府都市圏を利用圏とする広域施設など、極力一体の街区形成型開発を基本に、優れた地域の景観や環境に調和する開発水準を誘導することとされている。また、既に分散的な開発が進んだ地区においては、隣接する集落や田園環境への混乱を抑制し、区域を指定してその拡散を避けることとされている。

また、南アルプス農業振興地域整備計画書においては、中部横断自動車道や周辺地域へのリニア中央新幹線の駅の建設により、企業誘致や商圈拡大による活性化が見込まれており、これら周辺環境の変化により農業振興地域内における都市的土地需要の増大が予想されるが、農業的土地利用との調整を図りながら計画的な土地利用を推進していくこととされており、今般、当該各区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

【重点促進区域 8】

農地として重点促進区域に設定された区域については、南アルプス市都市計画マスタープランにおいて、南アルプス IC 周辺においては、産業・業務系機能等、本市の発展を誘導する土地利用についての検討を進めることとされている。また、同 IC 周辺地区と楕形地区市街地間を関連整備検討ゾーンとして計画的な市街地整備の検討を進めることとされている。

また、南アルプス農業振興地域整備計画書においては、中部横断自動車道や周辺地域へのリニア中央新幹線の駅の建設により、企業誘致や商圈拡大による活性化が見込まれており、これら周辺環境の変化により農業振興地域内における都市的土地需要の増大が予想されるが、農業的土地利用との調整を図りながら計画的な土地利用を推進していくこととされており、今般、当該各区域は、リニア中央新幹線や中央自動車道等のインフラを活用した成長ものづくり分野の地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市町村が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

【重点促進区域 1、2、3】

本区域は、都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 4】

本区域は都市計画区域の用途無指定地域となっているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 5】

本区域は、都市計画区域外で用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 6、9】

本区域は都市計画区域外で用途無指定地域となっているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

【重点促進区域 7、8】

本区域は、都市計画区域の用途無指定地域となっており、大部分が農用地区域に指

定されているため、農用地区域外での開発を優先することとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

甲府市、富士吉田市、韮崎市、北杜市、南アルプス市には、集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態を避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において「5（1）地域の特性及び活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上での必要最小限の面積をその用に供することとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

甲府市、富士吉田市、韮崎市においては、ほ場整備事業は実施されていない。

北杜市においては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。

南アルプス市においては、市内全域でほ場整備事業が実施されている。本重点促進区域に関しては、ほ場整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。

また、今後実施される面的整備事業についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

甲府市、富士吉田市、韮崎市、南アルプス市においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されていない。

北杜市においては、現在、農地中間管理機構関連事業が実施されている。

農地中間管理機構関連事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）